

九州・山口9県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

- 一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第一号に規定する災害
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの

(支援対策本部の設置)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第4条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとの担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第5条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。
- 3 前2項の規定により本部長の職務を代行する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、支援対策本部及び事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第6条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 第2条第一号に規定する事象に係るもの
 - イ 職員の派遣
 - ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ハ 避難施設及び住宅の提供
 - ニ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ホ 医療支援
 - ヘ 物資集積拠点の確保
 - ト 災害廃棄物の処理支援
 - チ その他応援のため必要な事項

- 二 第2条第二号に規定する事象に係るもの
 - イ 検体検査
 - ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
 - ハ その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

- 第7条 応援を受けようとする被災県は、災害等の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。
- 2 本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援要請」という。）が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。
 - 4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

- 第8条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域（以下「応援地域」という）の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。
- 2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第2条第二号に係る応援については、この限りではない。
 - 3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。
 - 4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
 - 5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害等への対応)

- 第9条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

- 第10条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。
- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

- 第11条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。
- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
 - 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
 - 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
 - 四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
 - 五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。
- 2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(補則)

- 第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。
- 2 この協定は、各県が個別に締結する災害及び感染症等に係る相互応援協定を妨げるものではない。

附則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成29年10月31日から適用する。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月24日から適用する。